機密性2情報

令和7年度　第3回四国地方整備局総合評価委員会

資料5

令和8年度総合評価落札方式等の実施方針
（港湾空港関係）【業務】

令和8年3月27日

四国地方整備局

目 次

1. 総合評価の基本ルール
①建設コンサルタント業務等の選定・特定方法 ---------------------------- P-4
②入札契約方式の選定 【見直し】 ------------------------------------ P-5
③発注方式の選定 -- P-6
④建設コンサルタント業務等の発注方式選定表 ---------------------------- P-7
⑤技術者の評価内容及び評価(特定)テーマの配点 ------------------------ P-9
⑥落札者の決定方法 -- P-10

2. 総合評価における取り組み(働き方改革)
①ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価 -------------------- P-13
②実施方針の提出を省略する試行の実施 ------------------------------- P-14～15
③技術者表彰の評価 -- P-16
④災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行) ----------------- P-17

3. 総合評価における取り組み(担い手の育成・確保)
①技術者資格の評価項目 -- P-20～21
②チャレンジ型(試行) -- P-22
③賃上げを実施する企業に対する評価 【見直し】 ------------------------- P-23
④若手技術者登用促進型業務の実施 ------------------------------- P-24
⑤管理技術者の配置変更(試行) ------------------------------------ P-25
⑥産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行) ---------------------- P-26

4. 総合評価における取り組み(生産性向上)
①インフラDX大賞の評価 -- P-29
②参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行 ----------------- P-30

黒字:継続　青字:拡充・見直し　赤字:新規

１．総合評価の基本ルール

①建設コンサルタント業務等の選定・特定方法

1）競争参加者の設定方法

一般競争入札	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者で競争を行わせる方式
公募型・簡易公募型	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者の中から、選定評価基準に基づき選定した者で競争を行わせる方式
指名競争入札	発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
随意契約	競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定してその者と契約を行う方式

※ 指名競争入札、随意契約は、原則として実施しない

2）落札者の選定方法

プロポーザル方式	業務内容に応じて具体的な取組み方法の提示を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。
総合評価落札方式（標準型・簡易型）	業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。
価格競争方式	予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

②入札契約方式の選定

見直し

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

※政府調達に関する協定 適用額（令和8年度・令和9年度）9,000万円以上

	入札方式	
	政府調達（WTO）対象業務	左記以外
基準額以上	公募型　※	簡易公募型に準ずる方式
5,000万円以上	簡易公募型　※	簡易公募型に準ずる方式
5,000万円未満	簡易公募型に準ずる方式	簡易公募型に準ずる方式

※政府調達に関する協定第1条付属書Ⅰ付表4に、除くものとして規定される業務は対象外。
（土木建設工事のためのエンジニアリングデザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外）

注）総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。

注）基準額については、国物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3号第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためにサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達の区分に対応する額

③発注方式の選定

継続

発注方式の選定フロー

当該業務（建設コンサルタント等、測量・調査）

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの、又は専門的技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

→ ① プロポーザル方式
◆実施方針＋特定テーマ

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずる事が期待できる業務

① 当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求める事によって、品質向上を期待できる業務

→ ② 総合評価落札方式（標準型）
価格点：技術点の割合　1：2～1：3
◆実施方針＋評価テーマを評価する
評価テーマ2つ以上の場合は1：3
評価テーマ1つの場合は1：2
（業務の難易度に応じて1：3も可）

② 当該業務の実施方針を評価する事によって、品質向上を期待できる業務

→ ③ 総合評価落札方式（簡易型）
価格点：技術点の割合　1：1
◆実施方針を評価（評価テーマは求めない）する

3. 入札参加要件として、一定の資格・実績・成績等を付す事によって、品質を確保できる業務

→ ④ 価格競争方式
◆（選定段階で）資格、実績、成績を確認する

発注方式

④建設コンサルタント業務等の発注方式選定表（１／２） 継続

1）測量・調査

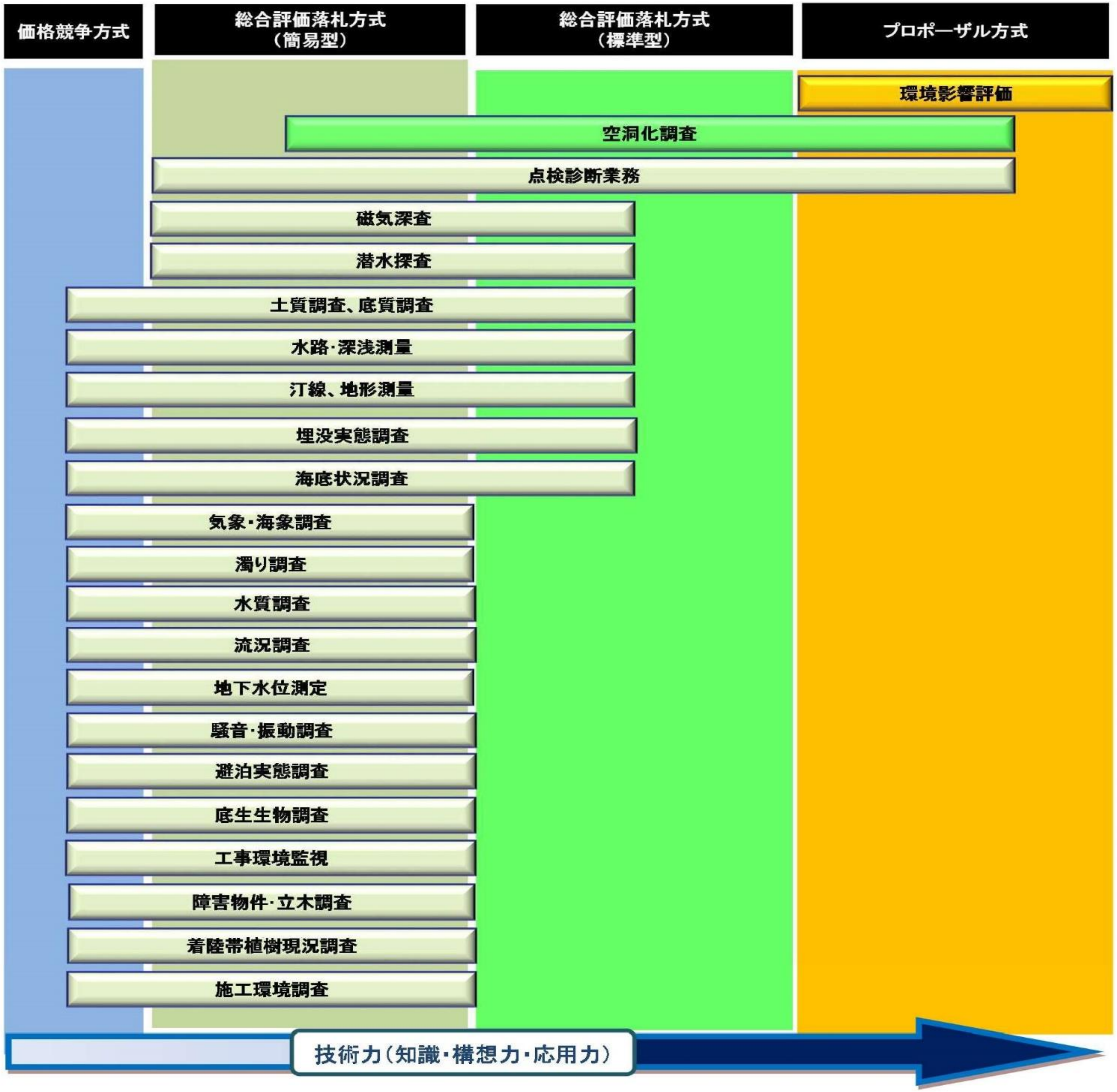

④建設コンサルタント業務等の発注方式選定表（２／２）

継続

2）建設コンサルタント等

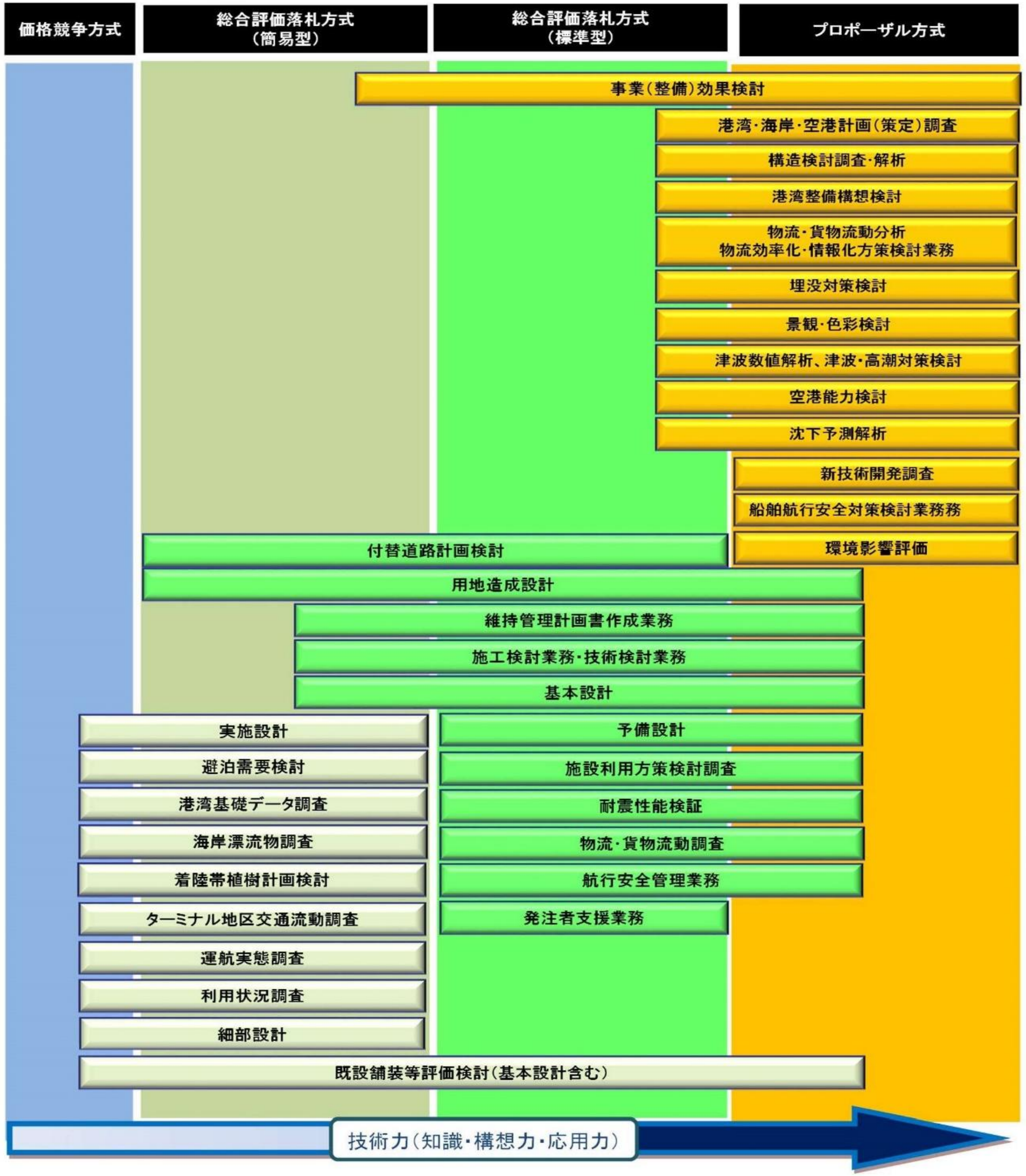

⑤技術者の評価内容及び評価(特定)テーマの配点

継続

国土交通省 四国地方整備局

【令和8年度】プロポーザル方式・総合評価落札方式における評価項目配点一覧表

評価項目		評価の着目点		項目別配分 公募型・簡易公募型 プロポーザル方式 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:3】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:2】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) 実施方針あり	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:3】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:2】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) (チャレンジ型)
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、 その専門分野の内容	10	10	10	10	10	10	10	10
	専門技術力	業務実績	○○年度以降の同種又は類似業務実績の内容 (過去10年度間)	10	10	10	10	20 ※同種・類似業務の成績も考慮	10	10	10
	情報収集力（※3）	地域精通度	○○年度以降の当該事務所周辺での業務実績 (過去10年度間)	－	－	－	－	－	－	－	－
	専門技術力	業務成績	過去4年度間の地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注(ともに港湾空港関係)の業務成績	20	20	20	20	20	－	－	－
		優良表彰	・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中四国支部、土木学会四国支部における表彰の有無(過去4年度間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無(過去1年度間)	10	10	10	10	10	－	－	－
賃上げの実施を表明した企業等				－	7	5	4	2	6	4	3
賃上げが未達成の場合の減点措置				－	-8	-6	-5	-3	-7	-5	-4
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価 ※配点は合計点の0.5%(小数2位を四捨五入)(外数)				1.1	1.2	0.9	0.6	0.3	1.0	0.7	0.4
実施方針		業務理解度	目的、条件、内容の理解	－	20	－	20	－	20	20	20
実施フロー		実施手順	実施手順の妥当性	－	15	－	15	－	15	15	15
工程表			業務量把握の妥当性	－	15	－	15	－	15	15	15
その他		その他	重要事項の指摘	－							
評価（特定）テーマに対する技術提案（※1）	全体	評価(特定)テーマ間の整合性 (※2)		－	－	－	－	－	－	－	－
	評価（特定）テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価	30	10	20			10	10	
			問題点(課題)、着眼点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価	55	20	35			20	20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価	55	20	35			20	20	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価	30	10	20			10	10	
	評価（特定）テーマ2	的確性	同上	－	10				10		
			同上	－	20				20		
		実現性	同上	－	20				20		
			同上	－	10				10		
合計				221.1	228.2	165.9	104.6	62.3	197.0	134.7	73.4
技術評価点(合計に対する相対評価換算)					60	60	60	60	60	60	60
履行確実性					○	○	○	○	○	○	○

※1：基本、評価(特定)テーマは標準型(1:3)の場合は2項目、標準型(1:2)の場合は1項目を求めるものとする。
※2：「評価(特定)テーマ間の整合性」の評価は、評価(特定)テーマが2つ以上ある場合に限り、必要に応じて追加することができる。
※3：「情報収集力」の評価は、当該業務内容を勘案し、追加設定を可能とする。なお、配点については評価ウェイトを逸脱しない範囲で配点すること。

※赤字は、賃上げ評価の見直しに伴う配点の更新のみ

⑥落札者の決定方法

継続

- 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- 評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。
- 評価値の算出方法は下記のとおりとする。

評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

価格評価点と技術評価点の配分＝1:1 ～ 1:3
（価格評価点20～60点:技術評価点60点）

価格評価点 ＝ 20～60 × （ 1 － 入札価格／予定価格 ）（単位:億円）
技術評価点 ＝ 60 × 技術評価の得点合計点／技術評価の配点合計点
※評価点は小数点第4位（第5位切り捨て）とする。

技術評価点の評価項目例
- 業務への取組方針 ： 業務実施の着目点・実施方針
- 技術提案 ： 評価テーマに対する提案
- 技術者資格 ： 技術者資格及びその専門分野
- 業務執行技術力 ： 同種及び類似の業務実績・業務成績

６．総合評価における取り組み（働き方改革）

総合評価における取り組み（働き方改革）

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でWLB等が推進されるための取り組みとして、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する。	・女性活躍推進法（えるぼし等）、次世代法に基づく認定（くるみん等）、若者雇用促進法（ユースエール）のいずれかの法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する。	全業務	【継続】
②	実施方針の提出を省略する試行の実施	競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入系手続きを目的とする。	・評価項目のうち、実施方針にかかる部分の提出を省略する。 （発注者支援業務には適用しない。チャレンジ型と重複しては適用しない。）	プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型）：全業務 総合評価落札方式（簡易型）：選択式	【継続】
③	技術者表彰の評価	質の高い技術者を育成し、品質確保に繋げることを目的とし、表彰対象となる業務の範囲を明確化する。	・港湾及び海岸に関する業務の場合は、港湾及び海岸に関する表彰実績のみ対象とするとともに、四国地方整備局以外の局長、部長等表彰を評価対象とする。 ・また、地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰も評価対象とする。	全業務 （チャレンジ型除く）	【継続】
④	災害協定を締結した団体に所属する企業への加点（試行）	頻発する災害に備え、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資する支援体制の強化を図る。	・四国地方整備局（港湾空港関係）と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して評価する。	全業務 （チャレンジ型除く）	【継続】

①ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価 継続

国土交通省においては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組を実施している。

港湾空港関係業務では、令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を実施する。

選定（指名）段階

評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.2～0.5

特定（入札）段階

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等の評価	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.3～1.2

②実施方針の提出を省略する試行の実施（１／２）

働き方改革の一環として、提出資料作成の更なる負担軽減を図るため、「実施方針の提出を省略する試行」を実施する。（※発注者支援業務は本試行を適用しない。）

【実施内容】

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、評価項目のうち、<u>実施方針にかかる部分の提出を省略する試行を実施</u>する。

【対象業務】

プロポーザル方式　　　　　：原則、全ての業務に適用
総合評価落札方式（標準型）：原則、全ての業務に適用
総合評価落札方式（簡易型）：本試行を選択可能　　　※チャレンジ型を適用する場合は本試行は重複して適用しない。

【技術提案時点】

評価内容	評価着目点		プロポーザル方式		総合評価落札方式（標準型）1:2		総合評価落札方式（簡易型）1:1	
			通常	実施方針を省略する試行	通常	実施方針を省略する試行	通常	実施方針を省略する試行
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	10	10	10	10
		同種・類似実績の有無	10	10	10	10	10	20
		同種・類似実績の成績	－	－	－	－	－	
	成績・表彰	成績	20	20	20	20	20	20
		表彰	10	10	10	10	10	10
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	評価しない	20	評価しない	20	評価しない
	実施手順	実施フロー	10	評価しない	15	評価しない	15	評価しない
		工程計画	10	評価しない	15	評価しない	15	評価しない
	その他		10	評価しない	－	評価しない	－	評価しない
評価テーマ	的確性	整合性	20	30	10	20	－	－
		有効性	40	55	20	35	－	－
	実現性	説得力	40	55	20	35	－	－
		根拠明示	20	30	10	20	－	－
賃上げの実施を表明した企業等			－	－	5	5	4	2
賃上げが未達成の場合の減点措置			－	－	-6	-6	-5	-3
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等			1.1	1.1	0.9	0.9	0.6	0.3
合計			221.1	221.1	165.9	165.9	104.6	62.3

※赤字は、賃上げ評価の見直しに伴う配点の更新のみ

②実施方針の提出を省略する試行の実施（２／２）

実施方針の提出を省略する試行において、総合評価落札方式（簡易型）の場合のみ、配置予定管理技術者の同種・類似実績の評価を見直し、評価点配点を10点から20点に増やしたうえで、同種・類似実績の有無に加えて、役職及び請負業務成績評価点（技術者評価点）により以下のとおり評価を行うものとする。

	同種業務				類似業務			
	管理技術者		担当技術者		管理技術者		担当技術者	
	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点
①	80点以上	20						
②	79点以上80点未満	19						
③	78点以上79点未満	18						
④	77点以上78点未満	17						
⑤	76点以上77点未満	16						
⑥	75点以上76点未満	15						
⑦	74点以上75点未満	14						
⑧	73点以上74点未満	13						
⑨	72点以上73点未満	12			80点以上	12		
⑩	71点以上72点未満	11			79点以上80点未満	11		
⑪	70点以上71点未満	10	80点以上	10	78点以上79点未満	10		
⑫	69点以上70点未満	9	79点以上80点未満	9	77点以上78点未満	9		
⑬	68点以上69点未満	8	78点以上79点未満	8	76点以上77点未満	8		
⑭	67点以上68点未満	7	77点以上78点未満	7	75点以上76点未満	7		
⑮	66点以上67点未満	6	76点以上77点未満	6	74点以上75点未満	6	80点以上	6
⑯	65点以上66点未満	5	75点以上76点未満	5	73点以上74点未満	5	79点以上80点未満	5
⑰			74点以上75点未満	4	72点以上73点未満	4	78点以上79点未満	4
⑱			73点以上74点未満	3	71点以上72点未満	3	77点以上78点未満	3
⑲			72点以上73点未満	2	70点以上71点未満	2	76点以上77点未満	2
⑳			71点以上72点未満	1	69点以上70点未満	1	75点以上76点未満	1
㉑	65点未満又は実績なし	0	71点未満又は実績なし	0	69点未満又は実績なし	0	75点未満又は実績なし	0

③技術者表彰の評価

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」（表彰実績）の評価について、表彰対象となる業務の範囲を明確化した記載とする。

評価の着目点		判断基準	評価のウェイト
優良表彰	・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無（過去4年度間） ・四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無（過去1年度間）	・〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法又は海岸法に規定する施設に関する業務、開発保全航路に関する業務又は海域に関する業務のうち、地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局発注の「建設コンサルタント等」業務における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部（本業務が地質に関する業務の場合のみ）、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ・〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者、又は四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者、又は四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する部長等（部長、事務所長）からの表彰又は感謝状を受けた者。 ④上記以外	①10 ② 6 ③ 4 ④ 0

※下線部は、港湾・海岸及び開発保全航路等に関連する業務を対象に記載する

■海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価

・配置予定技術者にかかる評価で、選定時及び総合評価時（又は特定時）両方の評価とする。
　1）海外インフラプロジェクト対象案件であれば、同種・類似業務の実績として評価する。
　2）海外インフラプロジェクト優秀技術者賞を受賞していれば、表彰評価の対象とする。詳細は以下のとおり。
　　（10点満点の場合）
　　　海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞　；　10点（1位評価）
　　　　（局長表彰と同等評価）
　　　海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞　；　6点（2位評価）
　　　　（部長等表彰と同等評価）

④災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行) 継続

頻発する災害に備え、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資する支援体制の強化を図ることを目的として、令和6年度より新たに四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して、加点を行う。

【試行内容】

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して、加点を行う。

【対象業務】

原則、全ての公募型・簡易公募型競争入札方式に適用(ただし、チャレンジ型は除く)

【評価基準】

評価対象 ： 選定時・指名時

評価項目 ： 企業評価 － 地域貢献度

評価の着目点 ： 四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している者(申請書提出日時点で評価)

判断基準 ： ①上記団体に所属している(1点)
②上記団体に所属していない(0点)

【参考】R6.4.1時点

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書(R4.12.13)」を締結している団体は以下のとおり

- 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部
- 四国港湾空港建設協会連合会
- 一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部
- 全国浚渫業協会関西支部
- 一般社団法人日本潜水協会
- 一般社団法人海洋調査協会
- 一般社団法人港湾空港技術コンサルタンツ協会

６. 総合評価における取り組み
（担い手の育成・確保）

総合評価における取り組み（担い手の育成・確保）

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	技術者資格の評価項目	H26年度に創設された国土交通省登録資格を評価することで、成果品の品質向上に繋げる。	・国土交通省登録資格を適用する業務において、当該業務に特化した資格を評価する。	プロポーザル方式、総合評価落札方式（該当業務のみ）	【継続】
②	チャレンジ型（試行）	担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図る。	・企業・技術者の成績・表彰を評価の対象としない試行を実施する。	総合評価落札方式	【継続】
③	賃上げを実施する企業に対する評価	「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」（R3.11.8新しい資本主義実現会議）を受けて、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置等を実施する。	・事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業:3%、中小企業等:1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点する。	総合評価落札方式	【見直し】
④	若手技術者登用促進型業務の実施	若手技術者の活躍に向け、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促す。	・若手技術者を管理技術者として配置する際に、併せて、技術指導者を配置し、定期に技術指導等を受けながら管理技術者としての現場経験を積むことができるようにする。	全業務	【継続】
⑤	管理技術者の配置変更（試行）	港湾空港関係業務における技術者不足や担い手確保、育成に向けた取り組み。	・管理技術者の配置変更に関し、出産、育児、介護に伴う変更に限りその要件を一部緩和する。	全業務	【継続】
⑥	産休・育休取得期間に応じた評価対象期間（試行）	将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促す。	・配置予定技術者（男女問わず）を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間を加えることができる。	プロポーザル方式、総合評価落札方式（チャレンジ型除く）	【継続】

①技術者資格の評価項目（１／２）

継続

※国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合

- 最高点評価は、「1位資格（技術士等）」＋「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「1位資格（技術士等）」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

技術者資格の評価方法

国土交通省登録資格を適用する業務（①）

両方の資格保有で最高評価10点

評価	資格	内容
1位評価	1位資格 8点	技術士、博士等
2位評価	1位資格 8点	技術士、博士等
3位評価	2位資格 6点	国土交通省登録技術者資格（当該業務に特化した資格を除く）
4位評価	3位資格 4点	上記以外の資格

1位評価：＋ 加点

資格	内容
当該業務に特化した資格 2点	海洋港湾構造物維持管理士、海洋港湾構造物設計士等

2位評価：OR

資格	内容
1位資格 8点	国土交通省登録技術者資格（当該業務に特化した資格）

国土交通省登録資格を適用する業務（②）

評価	資格	内容
1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 7点	国土交通省登録技術者資格
3位評価	3位資格 4点	土木学会、APECエンジニア等

国土交通省登録資格を適用しない業務（③）

評価	資格	内容
1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 5点	土木学会、APECエンジニア、基本情報技術士等

①:国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合の配点（1位・2位・3位・4位評価）
②:国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点（1位・2位・3位評価）
③:国土交通省登録資格を適用しない業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点（1位・2位評価）

①技術者資格の評価項目（２／２）

継続

国土交通省
四国地方整備局

技術者資格の評価区分表

番号	大区分	小区分	技術者資格要件																																																
			技術士						博士（業務に該当する分野）	博士（水産学）	土木学会土木技術者											土木施工管理技士	RCCM							APECエンジニア	公共工事品質確保技術者		港湾海洋調査士						水路測量技術		地質調査技士	海洋・港湾構造物維持管理士	海洋・港湾構造物設計士	空港土木施設点検評価技士	海技士（航海）５級以上	海上工事施工管理技術者	基本情報技術者	補償業務管理士（営業補償・特殊補償部門）	補償業務管理士（事業損失部門）又は（物件部門）	環境計量士（濃度関係）	測量士
			総合技術監理部門（建設）	総合技術監理部門（環境）	総合技術監理部門（水産）	建設部門	環境部門	水産部門	※6		特別上級	上級（流域・都市）コースA ※1	上級（海岸・海洋）コースB ※1	上級（地盤・基礎）コースA	上級（地盤・基礎）コースB	上級（左記以外）	1級（流域・都市）コースA ※1	1級（海岸・海洋）コースB ※1	1級（地盤・基礎）コースA	1級（地盤・基礎）コースB	1級（左記以外）	1級	港湾及び空港部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門 ※1	建設環境部門	土質及び基礎部門	地質部門	施工計画、施工設備及び積算部門	水産土木部門		Ⅰ	Ⅱ	総合部門	深浅測量部門	危険物探査部門	土質・地質調査部門	環境調査部門	気象・海象調査部門	沿岸（1級）	港湾（1級）	※7			※2						※3	
1	港湾・海岸・空港	深浅測量	①			①					③	②	②			③	②	②			③		②	②						③			①特	①特					①特												
2	港湾・海岸・空港	水路測量	①			①					③	②	②			③	②	②			③		②	②						③									①特												
3	港湾・海岸・空港	地形測量	①			①					③	②	②			③	②	②			③		②	②						③																					○
4	港湾・海岸・空港	水質調査	①	①		①	①				③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③			①特				①特													③	
5	港湾・海岸・空港	底質調査	①	①		①	①				③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③			①特				①特													③	
6	港湾・海岸・空港	工事環境監視	①	①		①	①				③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③			①特				①特														
7	港湾・海岸・空港	底生生物調査	①	①		①	①				③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③			①特				①特														
8	港湾・海岸・空港	気象・海象調査業務	①			①					③	②	②			③	②	②			③		②	②						③			①特					①特													
9	港湾・海岸・空港	磁気探査・潜水探査	①			①					③	②	②			③	②	②			③		②	②						③			①特		①特																
10	港湾・海岸・空港	土質調査	①			①					③	②	②	②	②	③	②	②	②	②	③		②	②		②	②			③			①特			①特					②										
11	港湾・海岸・空港	予備設計	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
12	港湾・海岸・空港	基本設計	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
13	港湾・海岸・空港	細部設計	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
14	港湾・海岸・空港	実施設計	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
15	港湾・海岸・空港	施工検討業務・技術検討業務	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
16	港湾・海岸・空港	構造検討調査・解析	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
17	港湾・海岸・空港	耐震性能検証	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③												①特※4	①特								
18	港湾・海岸・空港	港湾・海岸・空港計画（策定）調査	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③																					
19	港湾・海岸・空港	環境影響評価調査	①	①		①	①		①		③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③																					
20	港湾・海岸・空港	物流・貨物流動分析	①			①			①		③					③					③		②							③																					
21	港湾・海岸・空港	施設利用方策検討調査	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③																					
22	港湾・海岸・空港	整備・事業効果検討調査	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③																					
23	港湾・海岸・空港	施設整備環境・生態系影響検討	①	①		①	①		①		③	②	②			③	②	②			③		②	②	②					③																					
24	港湾・海岸・空港	技術開発	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②						③													①特※5								
25	港湾・海岸・空港	船舶の航行安全管理業務	①			①			①		③					③					③		②							③															①	①					
26	港湾・海岸・空港	船舶の航行安全対策検討業務	①			①			①		③					③					③		②							③															①						
27	港湾・海岸・空港	管内資材等価格調査	①			①					③					③					③		②					②		③																					
28	港湾・海岸・空港	国有港湾施設の劣化状況現況調査	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②		②				③												①特	①特	②							
29	港湾・海岸	維持管理計画書作成業務	①			①			①		③	②	②			③	②	②			③		②	②		②				③												①特	①特								
30	港湾・海岸・空港	電算プログラム開発	①			①			①		②'					②'					②'									②'																	②'				
31	港湾・海岸・空港	家屋調査業務	①			①			①		②'					②'					②'									②'																			②'		
32	港湾・海岸・空港	漁業実態調査業務	①		①	①		①	①	①	③					③					③		②						②'	③																		②'			
33	港湾・海岸・空港	発注補助業務	①			①					①					①					①	①	②							①	①	①																			
34	港湾・海岸・空港	施工状況確認補助業務	①			①					①					①					①	①	②							①	①	①																			
35	港湾・海岸・空港	品質監視補助業務	①			①					①					①					①	①	②							①	①	①																			
36	港湾・海岸・空港	監督補助業務	①			①					①					①					①	①	②							①	①	①																			

【凡例】

①特	単体での保有は1位資格。但し、①に加えて保有している場合は1位資格のみに加点（国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格） 港湾・海岸・航路・空港（空港においては、海域に関する業務）に関する業務のみ適用する。
①	1位資格
②	2位資格（国土交通省登録技術者資格）
②'	2位資格（国土交通省登録技術者資格ではない）
③	3位資格
○	加点しない

※1：海岸に関する業務のみ適用
※2：空港に関する業務のみ適用
※3：採水又は採泥を伴わない分析試験のみの業務に適用
※4：設計において維持管理に関する業務のみ適用
※5：技術開発において設計に関する業務のみ適用
※6：全ての建設コンサルタント等業務に適用
※7：業務内容に「解析等調査成果『総合的な解析』」を含まない場合のみ適用

②チャレンジ型（試行）

継続

国土交通省 四国地方整備局

担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式（簡易型及び標準型）による建設コンサルタント等業務及び測量・調査業務の一部において、企業・技術者の成績・表彰を評価の対象としないチャレンジ型の試行を実施する。

【参加表明時点】

評価内容	評価着目点		総合評価落札方式（標準型） 通常	総合評価落札方式（標準型） チャレンジ型	総合評価落札方式（簡易型） 通常	総合評価落札方式（簡易型） チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門	5	5	5	5
		同種・類似実績	9.5	9.8	9.5	9.8
		災害協定	1	評価しない	1	評価しない
		WLB等推進	0.5	0.2	0.5	0.2
	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
		表彰	5	評価しない	5	評価しない
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5	5	5
		同種・類似実績	10	10	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
		表彰	5	評価しない	5	評価しない
計			101	30	101	30

【技術提案時点】

評価内容	評価着目点		総合評価落札方式（標準型） 通常	総合評価落札方式（標準型） チャレンジ型	総合評価落札方式（簡易型） 通常	総合評価落札方式（簡易型） チャレンジ型
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	10	10
		同種・類似実績	10	10	10	10
	成績・表彰	成績	20	評価しない	20	評価しない
		表彰	10	評価しない	10	評価しない
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20	20	20
	実施手順	実施フロー	15	15	15	15
		工程計画	15	15	15	15
評価テーマ	的確性	整合性	10	10	—	—
		有効性	20	20	—	—
	実現性	説得力	20	20	—	—
		根拠明示	10	10	—	—
賃上げの実施を表明した企業等			5	4	4	3
賃上げが未達成の場合の減点措置			-6	-5	-5	-4
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等			0.9	0.7	0.6	0.4
計			165.9	134.7	104.6	73.4

※赤字は、賃上げ評価の見直しに伴う配点の更新のみ

③賃上げを実施する企業に対する評価

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。

■適用対象：令和８年４月１日以降に公告（公示）を行う、総合評価落札方式によるすべての業務。

■加点評価：事業年度又は暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3％、中小企業等：1.5％）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は３％以上。

■実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度又は暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国土交通省の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ

入札公告（公示）

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって加点評価

技術評価点＝従来の技術評価点＋賃上げ加算点

（賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明）
①契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
②契約を行う予定の暦年

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で加点なし

落札者が賃上げ加算点で加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に決算書等を契約担当官等へ提出

賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国土交通省の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、加点より大きな割合の減点

■総合評価の加点

	技術評価点合計	配点	加点後技術評価点合計	加点割合
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1:2）	160．9点	5点	／165．9点	3．0％（≧3％）
簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）	100．6点	4点	／104．6点	3．8％（≧3％）

④若手技術者登用促進型業務の実施

継続

業務における若手技術者の活躍に向け、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、業務経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。
総合評価落札方式等の評価対象（成績評定等）について、技術指導者を配置した場合には、当該指導者の実績を評価することにより若手技術者の管理技術者への配置を促す。

■総合評価落札方式等の評価方法
○配置技術者：若手管理技術者＋技術指導者（非専任）
・同種実績、業務成績等は、技術指導者（非専任）の実績で評価

■技術者の要件
<u>①技術指導者</u>
以下の条件を満たすこと。
・配置予定技術者に求める資格を有すること。
・定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。（1回／週程度）
・発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

<u>②若手管理技術者</u>
・若手技術者は、業務の公告日（公示日）が含まれる年度の当初（4月1日）において、満45歳未満の者であること。
・過去の業務実績は要件としない。

⑤管理技術者の配置変更（試行）

継続

港湾空港関係の建設コンサルタント業務等（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）における技術者不足や担い手確保、育成に向けた取組の一環として、管理技術者の配置変更に関し、出産、育児、介護に伴う変更に限りその要件を一部緩和する。

■管理技術者の配置変更の要件緩和

期間	競争参加資格確認申請書の提出後	
変更動機	・契約後、死亡、傷病、退職等の理由により変更を行う場合	・契約後、出産、育児、介護の理由により変更を行う場合 ※上記に伴う休暇中は新たな業務等への配置は不可。また、当該技術者が現に複数の業務を管理している場合は、必ずしもその配置を全て解く必要はない。
変更要件	管理技術者に求める参加要件を満たしていること。（同種業務要件等）	
	変更前の管理技術者と同等の技術者※が確保されること。	変更前の管理技術者の「技術者の経験及び能力」の評価合計点の５０％以上が確保されること。

※プロポーザル方式及び総合評価落札方式における「技術者の経験及び能力」の評価点

⑥産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)

継続

[経緯]
将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]
配置予定技術者(男女問わず)を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

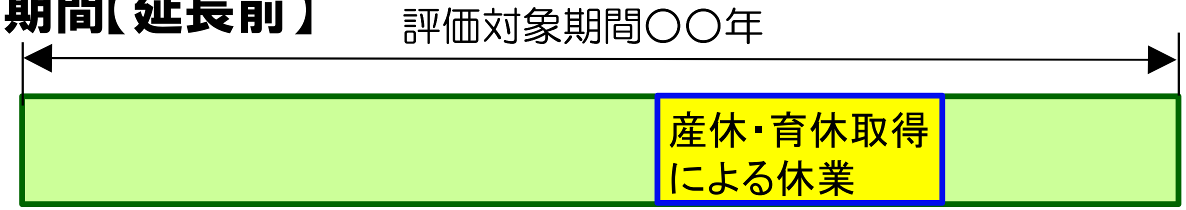

これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

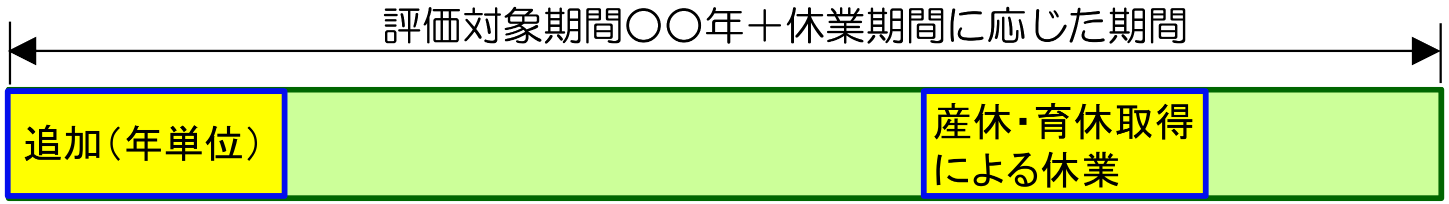

今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

６．総合評価における取り組み
（生産性向上）

総合評価における取り組み（生産性向上）

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	インフラDX大賞の評価	インフラDXの取組大賞を受賞した企業にインセンティブを与えることで、生産性向上に向けた建設業界全体の底上げを図ることを目的に実施する。	・「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、四国地方整備局長賞）」の実績を有する企業を評価する。	全業務	【継続】
②	参加表明者に自己評価の提出を求める試行	入札手続きの適正化や評価・審査ミスを防ぐ。	・参加表明者に自己評価（参考資料）の提出を求める試行を実施する。	全業務	【継続】

①インフラDX大賞の評価

継続

○建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取り組みを表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取り組みを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
○令和4年度から「インフラDX大賞」と名称を変え、インフラ分野においてデータとデジタル技術を活用し、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上等につながる優れた取り組みを表彰している。
○インフラ分野のDXに優れた実績を挙げた取り組みを実施し、「インフラDX大賞」を受賞した企業を評価する。

■企業表彰の評価

評価の着目点		判断基準	評価のウェイト
優良表彰	四国地方整備局の業務表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無（過去2年度間）	・○○年度以降公示日までの表彰のうち、四国地方整備局発注の業務（建設コンサルタント等、測量・調査）における優良業務表彰、優秀貢献業務表彰を受けた経験がある者、インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、四国地方整備局長賞）、地盤工学会四国支部（本業務が地質に関する業務の場合のみ）、又は土木学会四国支部における業務表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①四国地方整備局長表彰又はインフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた者。 ②四国地方整備局部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又はインフラDX大賞（四国地方整備局長賞）を受けた者。 ③地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者。 ④上記以外	①5 ②3 ③2 ④0

※インフラDX大賞の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注業務で表彰されたものとする。

i-Construction

②参加表明者に自己評価（参考資料）の提出を求める試行 継続

国土交通省 四国地方整備局

・入札手続きの適正化や評価・審査ミスを防ぐために、参加表明者に自己評価（参考資料）の提出を求める試行を実施する。
・なお、本資料は評価・審査を行う際に参考とするものであり、評価の対象とはしない。
・また、本資料の提出は任意であり、提出がなかった場合でもペナルティはない。

■提出を求める参考資料（例）

申請者が算出した評価一覧表　　業務名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿

評価項目			根拠 ※該当箇所にチェック ☑（任意）	選定時 or指名時 自己採点	入札時 or特定時 自己採点
参加表明者の経験及び能力	資格要件・実績等	該当部門の建設コンサルタント登録 or 地質調査業者登録	□登録あり □登録なし		
		業務実績	□同種業務 □類似業務		
	地域貢献度	災害協定を締結した団体への所属	□所属あり □所属なし		
	成績・表彰	業務成績	□平均請負業務成績評定点　○○点 □成績評定点なし		
		業務表彰	□1位評価に該当する表彰　□2位評価に該当する表彰 □3位評価に該当する表彰　□表彰なし		
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価		□認定あり □認定なし		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件・実績等	技術者資格等	□1位評価に該当する資格　□2位評価に該当する資格 □3位評価に該当する資格　□4位評価に該当する資格		
		参加表明書に提出した1件の同種or類似業務の技術者評定点と従事役職の評価	□同種業務　□類似業務　□技術者評定点　○○点 □管理技術者　□担当技術者　□65点未満又は実績がない		
		業務実績	□同種業務 □類似業務		
		業務成績	□平均請負業務成績評定点　○○点 □成績評定点なし		
		業務表彰等	□1位評価に該当する表彰　□2位評価に該当する表彰 □3位評価に該当する表彰　□表彰なし		
賃上げの実施を表明した企業等			□賃上げあり □賃上げなし		
賃上げに係る減点措置を通知された企業等への減点			□減点あり □減点なし		
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価			□認定あり □認定なし		
合　計					